

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 3 年 1 月 28 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
なみがい、ほたてがい潜水器漁業	1 人	定めなし	東共第 1 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	東共第 1 号共同漁業権の組合員行使権者	公示の日から令和 3 年 3 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない	
うに・ほや、わかめ、こんぶ潜水器漁業	6 人	定めなし	東共第 1 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	東共第 1 号共同漁業権の組合員行使権者	公示の日から令和 3 年 3 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない	
あわび潜水器漁業	6 人	定めなし	東共第 1 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 7 月 31 日まで及び 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	東共第 1 号共同漁業権の組合員行使権者	公示の日から令和 3 年 3 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない	
	6 人		東共第 3 号共同漁業権漁場の区域		東共第 3 号共同漁業権の組合員行使権者			
	1 人		東共第 13 号共同漁業権漁場の区域		東共第 13 号共同漁業権の組合員行使権者			
	1 人		東共第 19 号共同漁業権漁場の区域		東共第 19 号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合			令和 3 年 2 月 15 日から令和 3 年 3 月 12 日まで
	3 人		東共第 21 号共同漁業権漁場の区域		東共第 21 号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合			

	1人		東共第23号共同漁業権漁場の区域		東共第23号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第27号共同漁業権漁場の区域		東共第27号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第29号共同漁業権漁場の区域		東共第29号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
なまこ潜水器漁業	6人	定めなし	東共第1号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 4月30日まで 及び	東共第1号共同漁業権の組合員行使権者	公示の日から 令和3年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	6人		東共第3号共同漁業権漁場の区域		10月1日から 翌年3月31日まで		
	1人		東共第13号共同漁業権漁場の区域		東共第13号共同漁業権の組合員行使権者		
	1人		東共第19号共同漁業権漁場の区域		東共第19号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合	令和3年2月15日から 令和3年3月12日まで	
	3人		東共第21号共同漁業権漁場の区域		東共第21号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第23号共同漁業権漁場の区域		東共第23号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第27号共同漁業権漁場の区域		東共第27号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第29号共同漁業権漁場の区域		東共第29号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人			西共第51・53号共同漁業権漁場の区域		西共第51・53号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合	

うに・ほや、えらこ、かき、むらさきいがい、わかめ、こんぶ潜水器漁業	6人	定めなし	東共第3号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	東共第3号共同漁業権の組合員行使権者	公示の日から 令和3年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに・ほや、えらこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、まつも潜水器漁業	1人	定めなし	東共第13号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	東共第13号共同漁業権の組合員行使権者	公示の日から 令和3年3月8日まで	1 許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
うに・ほや潜水器漁業	1人	定めなし	東共第19号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	東共第19号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合	令和3年2月15日から 令和3年3月12日まで	1 許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	3人		東共第21号共同漁業権漁場の区域		東共第21号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第23号共同漁業権漁場の区域		東共第23号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
	1人		東共第27号共同漁業権漁場の区域		東共第27号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合		
うに・ほや・かき潜水器漁業	1人	定めなし	東共第29号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	東共第29号共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合	令和3年2月15日から 令和3年3月12日まで	1 許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない

ほたてがい潜水器 漁業	1人	定めなし	西共第51号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	西共第51号共同漁業権の 免許を受けた漁業協同組合	令和3年2月15日から 令和3年3月12日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない</p> <p>(2) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない</p>
あわび・さざえ潜 水器漁業	2人	定めなし	久共第1号共同漁業権漁場の区域	4月10日から 7月31日まで	久共第1号共同漁業権の組 合員行使権者のうち青森県 内に住所を有する者	令和3年2月15日から 令和3年3月15日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和3年4月10日から令和3年7月31日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない</p> <p>(2) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない</p>
	1人				久共第1号共同漁業権の組 合員行使権者のうち秋田県 内に住所を有する者		